

## 建設業法に基づく監督処分について

2024年12月19日  
関電ファシリティーズ株式会社

当社は、施工管理技術検定の実務経験要件の不備について、本日、大阪府から、建設業法第28条第1項に基づく指示処分および同条第3項に基づく営業の停止命令を受けました。

お客さまや社会の皆さまにご心配とご迷惑をおかけいたしますことを、改めて心からお詫び申し上げます。

当社は、監督処分を真摯に受け止め、二度とこのような事態が起こらないよう、再発防止策の徹底に全社を挙げて取り組んでまいります。

以上

別紙：建設業法に基づく監督処分の概要

(関連する公表内容)

- ・ [2022年12月28日 施工管理技術検定の実務経験不備について](#)

(お問い合わせ先)

関電ファシリティーズ株式会社 総務部 総務グループ

TEL：06-6949-2510

## 建設業法に基づく監督処分の概要

### 【建設業法第28条第1項に基づく指示処分】

1. 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
  - 1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
  - 2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
  - 3) 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。
2. 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

### 【建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令】

1. 営業停止期間
  - 1 1日間（令和7年1月3日から1月13日まで）
2. 営業の停止の範囲  
建設業に係る営業の全部